各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

医療法人の附帯業務については、医療法(昭和23年法律第205号)第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。)の別表に取りまとめられているところである。

今般、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)の施行に関して、通知の別表の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

「医療法人の附帯業務について」(平成 19年3月30日医政発第0330053号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1~第2 (略)	第1~第2 (略)
(別 表)	(別 表)
医療法人の附帯業務について	医療法人の附帯業務について
医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護	医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護
医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところによ	医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところによ
り、次に掲げる業務(これに類するものを含む。)の全部又は一部を行	り、次に掲げる業務(これに類するものを含む。)の全部又は一部を行
うことができる。(医療法第42条各号)	うことができる。(医療法第42条各号)
なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務の	なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務の
みを行うことは医療法人の運営として不適当であること。	みを行うことは医療法人の運営として不適当であること。
医療法第42条	医療法第42条
第1号 ~ 第5号 (略)	第1号 ~ 第5号 (略)
第6号 保健衛生に関する業務	第6号 保健衛生に関する業務
・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全て	・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全て
をいうのではなく、次の 、 に記載される業務であること。	をいうのではなく、次の 、 に記載される業務であること。

.直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

- ~ (略)
- ② 産後ケア事業(市町村の委託を受けて実施するもの)
- ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年 法律第81号)第14条第1項に規定する医療的ケア児支援センタ

(略)

第7号 ~ 第8号 (略)

留意事項 (略)

.直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業 務であること。

- ~ (略)
- ② 産後ケア事業(市町村の委託を受けて実施するもの) (新設)

(略)

第7号 ~ 第8号 (略)

留意事項 (略)